

物品調達業務の入札結果及び再度入札公告に向けた見直しについて

平成 25 年 6 月 24 日
(独) 国立病院機構

1. 経緯

(1) 入札手続

- | | | |
|------------|----------------------|-----|
| ・ 入札公告 | 平成 25 年 4 月 26 日 (金) | |
| ・ 入札説明会 | 平成 25 年 5 月 15 日 (水) | |
| ・ 提案書提出 | 平成 25 年 6 月 17 日 (月) | |
| ・ 提案書評価委員会 | 平成 25 年 6 月 20 日 (木) | ※中止 |
| ・ 開札 | 平成 25 年 6 月 25 日 (火) | ※中止 |

(2) 結果

当機構の物品調達業務に係る民間競争入札については、上記の入札手続により実施を予定していたが、入札説明会に参加した 11 者のうち、提案書の提出が 2 者にとどまった。

入札公告等では、「予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価点の第 1 位の入札者から順次、第 3 位までの入札者の 3 者をもって落札者として決定する」としているため、規定の落札者を得ることができず、入札は不調となった。

当該入札の不調を受け、提案書を提出しなかった理由を調査したところ、

- ・ 3 者との契約となるため、事業者側で実際に販売できる数量の予測が難しい。
- ・ 価格改定による競争が厳しい。

ことが主な理由であった。

2. 再度入札公告へ向けた見直し

上記の経緯を踏まえ、本事業の趣旨である継続的な競争性を確保しつつ、確実な物品調達業務の実施の観点から、以下の点について実施要項を見直し、再度入札公告を行うこととしたい。

- ・ 使用量の少ない品目については、安定的な物品の供給や安価での提供が難しいという事情が考えられることから、予定数量の少ない品目を必須品目リストから選択品目リストへ移す等の見直しを行い、より多くの入札参加者の確保を図る。
- ・ 原則として落札者は 3 者とするが、入札参加者が 2 者にとどまる場合は、予定価格の制限の範囲内である 2 者を落札者とする。
- ・ 入札公告期間及び受託事業者の準備期間を考慮し、業務の実施期間を平成 25 年 11 月から平成 27 年 3 月までとする。
- ・ 「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」の改定を踏まえ、入札参加資格に関する事項に「労働保険、厚生年金等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと」を追記する。